

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
10	管理栄養士国家試験の受験資格の見直し等	厚生労働省 デジタル庁	1
9	幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特例措置の延長	こども家庭庁 文部科学省	7
18	保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止	こども家庭庁	12
11	要介護(要支援)認定申請に係る調査主体の拡大に関する見直し	厚生労働省	13
38	獣医師法に基づく届出をオンライン化すること	農林水産省	21
2	公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能とすること	デジタル庁	28

栄養士・管理栄養士制度の概要

○ 栄養士及び管理栄養士の定義（栄養士法第1条）

栄養士

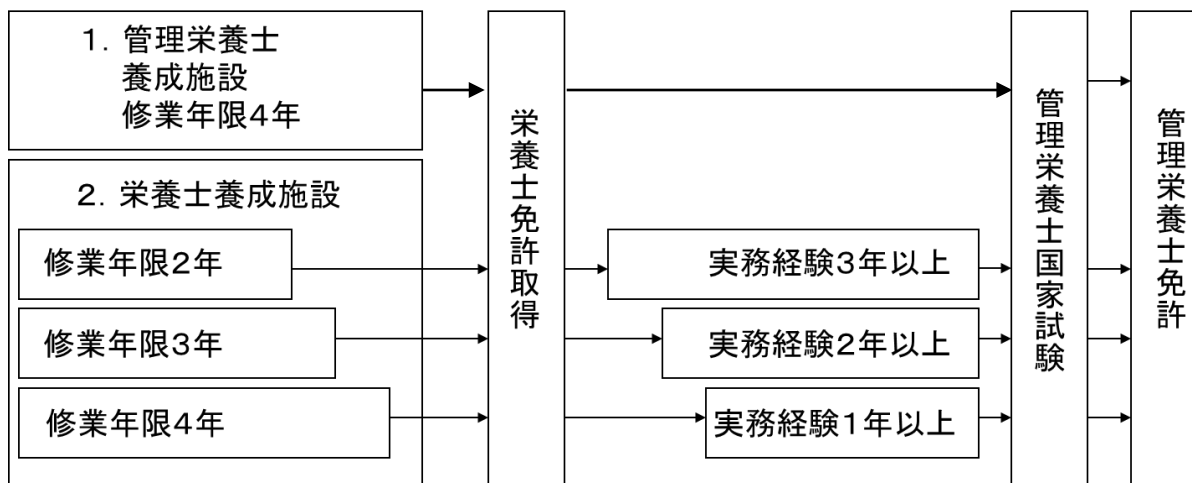
栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

管理栄養士

管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、

- ・ 傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導
 - ・ 個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導
 - ・ 特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等
- を行うことを業とする者をいう。

栄養士免許取得及び管理栄養士国家試験制度の概要



○ 管理栄養士国家試験受験資格（栄養士法第5条の3）

管理栄養士国家試験は、栄養士であつて次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることができない。

一 修業年限が二年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において三年以上栄養の指導に従事した者

2

二 修業年限が三年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において二年以上栄養の指導に従事した者

三 修業年限が四年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において一年以上栄養の指導に従事した者

四 修業年限が四年である養成施設であつて、学校（学校教育法第一条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第二百二十四条の専修学校及び同法第一百三十四条の各種学校をいう。以下この号において同じ。）であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの（以下「管理栄養士養成施設」という。）を卒業した者

免許等照合書について

第37回管理栄養士国家試験 別紙様式第4

この「免許等照合書」は、既に養成施設を卒業している者が提出する書類であるので注意すること。
 ※管理栄養士養成施設の卒業見込者であっても、編入学等により既に栄養士免許を取得している者は、願書提出時に「免許等照合書」を提出すること。ただし、「2.卒業証書(証明書)の写し」の部分は、記入しなくてよい。

免許等照合書

1. 栄養士免許証の写し

番 号	第 号
本 籍(都道府県)	
氏 名	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
取得(登録)年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
都 道 府 県 名	

〔取得(登録)年月日とは、一番最初(変更前)に交付された年月日のこと。〕

2. 卒業証書(証明書)の写し

氏 名	
学 校 (学部・学科・専攻名まで記入)	
卒 業	昭和・平成・令和 年 月 日
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日

- ・栄養士免許証と氏名が違う場合には戸籍謄本又は抄本と照合すること。その際には旧姓の氏名を記入する。
- ・編入学をした者は、編入した課程を修了した時のものを記入する。
- ・編入学をした者で、卒業見込受験をする者は記入不要。

3. 履修証明書の写し(受験者は記入しないこと。)

該当する下記に○印をつけること ※該当しない場合、斜線を引くこと。	
4年制の管理栄養士養成課程	学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科
1. 履修している	1. 1年(31単位以上)
2. 履修していない	2. 2年(62単位以上)
	を履修している

養成施設コード一覧の管理栄養士養成課程(P15~16)と学位授与機構認定の専攻科(P19)のみが該当する。

上記について照合したところ事実に相違ありません。

令和 年 月 日

照合者の本庁又は保健所等名

職種名

氏名

㊟

備考 この用紙は、A4とする。

注意 ・免許証及び卒業証明書の原本証明は、必要事項を本紙に転記し、原本を持参又は郵送の上、保健所又は都道府県、保健所設置市、若しくは特別区の本庁で行うこと(一部除く)。原本の写しは認められない。
 ・記載事項に誤りがあり、訂正する場合は、必ず照合者の印により訂正し、提出すること。出願者個人の訂正印は認められない。